

ID: 792

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 土地の引渡等に要した費用の納付 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第99条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 793

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 特定建築者の決定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第99条の8第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 法第99条の8第1項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合 においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 794

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 土地の明渡し請求 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第99条の8第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第99条の8第2項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)</p> <p>第99条の8</p> <p>2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 795

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|-----------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第99条の8第5項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収) | | | |
| 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 796

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|-----------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第99条の8第5項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 準用する法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収) | | | |
| 第99条 | | | |
| 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 797

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|--------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 清算金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第104条 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第104条の規定による。 (清算)</p> <p>第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p> <p>2 第99条の2第3項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合には、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第99条の6第2項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 798

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 延滞金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第106条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第106条第3項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするとき、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 799

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|---------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 清算金の徴収(第104条第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第111条 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>準用する法第104条第1項の規定による。 (清算)</p> <p>第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 800

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|--------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 清算金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第118条の24第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 法第118条の24第1項の規定による。 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 801

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---------------------|--|----------------|-------|
| 処分の概要 | 延滞金の徴収(第106条第3項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第118条の24第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 | <p>準用する法第106条第3項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするとき、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 802

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 清算金の徴収(第118条の24第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第118条の25の3第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 準用する法第118条の24第1項の規定による。 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 803

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|---------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 延滞金の徴収(第118条の24第2項・第106条第3項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第118条の25の3第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第118条の24第2項において準用する法第106条第3項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするとき、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 804

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|--------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 物件の移転命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第118条の27第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 法第118条の27の規定による。 (物件の移転命令) 第118条の27 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。 2 第98条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第96条第3項の場合」とあるのは、「第118条の27第1項の規定により物件の移転又は引渡しを命ぜられた場合」と読み替えるものとする。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 805

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第118条の28第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 準用する法第99条の8第1項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合 においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 806

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第118条の28第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 準用する法第99条の8第2項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 807

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第118条の28第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 808

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|---------------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第118条の28第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| 【基準】 準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 809

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|-------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 公共施設管理者に対する負担金の請求 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市再開発法 第121条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第38号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第121条の規定による。 (公共施設管理者の負担金)</p> <p>第121条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 810

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|---------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 違反建築物に対する措置命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市緑地法 第37条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和48年法律第72号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第37条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第37条 市町村長は、第35条(第3項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)</p> <p>③ 違反建築物に対する措置</p> <p>法第37条第1項の当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対する違反是正のための必要な措置の命令とは、市区町村長が、個別の違反の内容を踏まえ、それを是正するために必要な期限を定めて、緑化施設の設置や植栽の補植など、法第35条の規定(同条第4項を除く。)又は法第35条第3項の規定により許可に付された条件を満たすための措置をとる旨を命ずることが考えられる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 811

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|-------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 改善命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市緑地法 第64条 | | |
| 法令番号 | 昭和48年法律第72号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第64条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第64条 市町村長は、認定事業者が認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)</p> <p>⑩ 改善命令</p> <p>改善命令は、認定計画に従って緑化施設等の整備を行っていないと認める場合に、認定計画に従った緑化施設等の整備を実施するよう指導を行うものであり、認定事業者が改善命令を遵守し、認定計画に従った緑化施設等の整備が確実に行い得るよう、「改善に必要な措置」は十分な期間を定めて命じるとともに、措置の内容は改善に有効かつ適切なものであることが望ましい。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 812

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|-------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市緑地法 第65条 | | |
| 法令番号 | 昭和48年法律第72号 | | |
| 【基準】 法第65条の規定による。 (認定の取消し) 第65条 市町村長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第61条第1項の認定を取り消すことができる。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)参照 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 813

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|---------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 受益者からの負担金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第90条第6項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第90条第6項の規定による。 (国営土地改良事業の負担金)</p> <p>第90条</p> <p>6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 814

担当部署: 産業課

| | | | |
|-------------|---|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第90条の2第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 | <p>法第90条の2第1項の規定による。</p> <p>(国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業、国営市町村特別申請事業及び第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 815

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第90条の2第4項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第90条の2第4項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2</p> <p>4 国、都道府県又は市町村は、第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業により造成された土地を第94条の8第5項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を第94条の8第4項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 816

担当部署: 産業課

| | | | |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第90条の2第6項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 | <p>法第90条の2第6項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2</p> <p>6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第113条の3第2項又は第3項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 817

担当部署: 産業課

| | | | |
|---|---------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 受益者からの分担金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第91条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 法第91条第3項の規定による。 (都道府県営土地改良事業の分担金等) | | | |
| 第91条 | | | |
| 3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 818

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第91条の2第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 法第91条の2第1項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第91条の2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 819

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第91条の2第4項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第91条の2第4項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第91条の2</p> <p>4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 820

担当部署: 産業課

| | | | |
|---|----------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 準用規定法第36条第1項の規定の要件に該当し、条例の定めにより賦課徴収する。 (経費の賦課) 第36条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費(第90条第4項(第91条第4項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第90条第8項又は第91条第5項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 821

担当部署: 産業課

| | | | |
|---------------------|---|----------------|-------|
| 処分の概要 | 特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 | <p>準用規定法第36条の3第1項の規定の要件に該当し、政令の定めにより賦課徴収する。 政令第47条 (特別徴収金)</p> <p>第47条 土地改良区は、その組合員が法第36条の3第1項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体に対して補助金等(国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行に係る土地改良事業につき交付した補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなった場合に限り、同項の規定による徴収金の徴収をすることができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 822

担当部署: 産業課

| | | | |
|---|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 準用規定法第53条の5第1項の規定による。 (一時利用地の指定) 第53条の5 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 823

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|-----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 準用規定法第53条の6第1項の規定による。 (使用及び収益の停止) 第53条の6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第53条の2の2第1項の規定により換地計画において換地を定めないとされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 824

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|--------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>準用規定法第53条の6第2項の規定による。 (使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6</p> <p>2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われた土地(同条第1項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 825

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|--------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 準用規定法第53条の8第2項の規定による。 (一時利用地の指定等に伴う補償等) 第53条の8 2 第53条の5第1項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 826

担当部署: 産業課

| | | | |
|---|----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 清算金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第108条第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 法第108条第2項の規定による。 (清算金) 第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 827

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 土地改良事業の障害物の除去等 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第119条 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 法第119条の規定による。 (障害物の移転等) 第119条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 828

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 建築物の移転又は除去費用の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地区画整理法 第78条第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和29年法律第119号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第78条第2項の規定による。 (移転等に伴う損失補償)</p> <p>第78条</p> <p>2 前条第1項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第2項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第76条第4項若しくは第5項、都市計画法第81条第1項若しくは第2項又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第1項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 829

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 仮清算金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地区画整理法 第102条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和29年法律第119号 | | |
| 【基準】 法第102条第1項の規定による。 (仮清算) 第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 830

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 清算金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地区画整理法 第110条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和29年法律第119号 | | |
| 【基準】 法第110条第1項の規定による。 (清算金の徴収及び交付) 第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 832

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地区画整理法 第117条の2第4項 | | |
| 法令番号 | 昭和29年法律第119号 | | |
| 【基準】 法第117条の2第4項の規定による。 (住宅先行建設区における住宅の建設) 第117条の2 4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第85条の2第5項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 833

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|---|----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 物件移転費用等の納付命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地収用法 第128条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和26年法律第219号 | | |
| 【基準】 法第128条第3項の規定による。 第128条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 834

担当部署: 総務政策課

| | | | |
|--|---------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地収用法 第138条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和26年法律第219号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>準用する法第128条第3項の規定による。</p> <p>第128条</p> <p>3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 837

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|---------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 農業経営改善計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第13条第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第13条第2項の規定による。 (農業経営改善計画の変更等)</p> <p>第13条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者(第14条において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 838

担当部署: 産業課

| | | | |
|---------------------|---|----------------|-------|
| 処分の概要 | 農用地利用規程の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第24条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| 【基準】 | <p>法第24条第3項の規定による。 (農用地利用規程の変更等)</p> <p>第24条</p> <p>3 同意市町村は、認定団体が第23条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>政令第13条の規定による。 (農用地利用規程の認定の取消しの事由)</p> <p>第13条 法第24条第3項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。</p> <p>(2) 法第6条第5項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第24条第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が法第23条第3項第1号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第24条第1項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更該当する場合を除く。)</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 839

担当部署: 産業課

| | | | |
|---|----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 組合員等への事務費の賦課 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業保険法 第118条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和22年法律第185号 | | |
| 【基準】 法第118条第1項の規定による。 (事務費の賦課) 第118条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、第19条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 840

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 協定の認可の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業振興地域の整備に関する法律 第18条の11第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第58号 | | |
| 【基準】 法第18条の11第1項の規定による。 (協定の認可の取消し) 第18条の11 市町村長は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 841

担当部署: 住民課

| | | | |
|-------------|---|---------|-------|
| 処分の概要 | 一般廃棄物収集運搬業の停止命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| 【基準】 | <p>法第7条の3の規定による。 (事業の停止)</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 842

担当部署: 住民課

| | | | |
|--|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 一般廃棄物処分業の停止命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第7条の3の規定による。 (事業の停止)</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 843

担当部署: 住民課

| | | | |
|---------------------|---|----------------|-------|
| 処分の概要 | 一般廃棄物収集運搬業の許可取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| 【基準】 | <p>法第7条の4の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 844

担当部署: 住民課

| | | | |
|---------------------|--|----------------|-------|
| 処分の概要 | 一般廃棄物処分業の許可取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| 【基準】 | <p>法第7条の4の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 845

担当部署: 住民課

| | | | |
|---------------------|--|----------------|-------|
| 処分の概要 | 一般廃棄物処理業者への必要な措置命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の3第1号 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| 【基準】 | <p>法第19条の3第1号の規定による。 (改善命令)</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 846

担当部署: 住民課

| | | | |
|---------------------|--|----------------|-------|
| 処分の概要 | 一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| 【基準】 | <p>法第19条の4第1項の規定による。 (措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 847

担当部署: 住民課

| | | | |
|---------------------|--|----------------|-------|
| 処分の概要 | 一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4の2第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| 【基準】 | <p>法第19条の4の2第1項の規定による。</p> <p>第19条の4の2 前条第1項に規定する場合(第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 848

担当部署: 住民課

| | | | |
|---------------------|--|----------------|-------|
| 処分の概要 | 処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担 | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| 【基準】 | <p>法第19条の7第2項の規定による。</p> <p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>(3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 849

担当部署: 住民課

| | | | |
|---|------------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担 | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第19条の7第3項の規定による。 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7</p> <p>3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 850

担当部署: 住民課

| | | | |
|---------------------|---|----------------|-------|
| 処分の概要 | 緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担 | | |
| 法令名 根拠条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第4項 | | |
| 法令番号 | 昭和45年法律第137号 | | |
| 【基準】 | <p>法第19条の7第4項の規定による。 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7</p> <p>4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 853

担当部署: 福祉健康課

| | | | |
|--|---------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 賠償受給による給付の制限 | | |
| 法令名 根拠条項 | 予防接種法 第18条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和23年法律第68号 | | |
| 【基準】 法第18条第1項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 854

担当部署: 福祉健康課

| | | | |
|--|---------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 賠償受給額相当額の返還命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 予防接種法 第18条第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和23年法律第68号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第18条第2項の規定による。 (損害賠償との調整)</p> <p>第18条</p> <p>2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 855

担当部署: 福祉健康課

| | | | |
|--|----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 不正受給者からの給付額の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 予防接種法 第19条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和23年法律第68号 | | |
| 【基準】 法第19条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 856

担当部署: 福祉健康課

| | | | |
|---|-------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 予防接種の実費の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 予防接種法 第28条 | | |
| 法令番号 | 昭和23年法律第68号 | | |
| 【基準】 法第28条の規定による。 (実費の徴収) 第28条 第5条第1項又は第6条第3項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 857

担当部署: 福祉健康課

| | | | |
|---|---------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 障害年金の給付の額の改定 | | |
| 法令名 根拠条項 | 予防接種法施行令 第15条 | | |
| 法令番号 | 昭和23年政令第197号 | | |
| 【基準】 政令第15条の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更) 第15条 障害児又は法第16条第1項第3号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第1又は別表第2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 858

担当部署: 福祉健康課

| | | | |
|---|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 命令に従わない場合の給付差止め | | |
| 法令名 根拠条項 | 予防接種法施行令 第16条第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和23年政令第197号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>政令第16条第2項の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告)</p> <p>第16条</p> <p>2 A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 859

担当部署: 福祉健康課

| | |
|--|-------------------|
| 処分の概要 | 在宅サービスの提供に係る措置の解除 |
| 法令名 根拠条項 | 老人福祉法 第10条の4第1項 |
| 法令番号 | 昭和38年法律第133号 |
| <p>【基準】</p> <p>法第10条の4第1項の規定による。 (居宅における介護等)</p> <p>第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る。第20条の8第4項において同じ。)若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>(2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第1号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>(3) 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。</p> <p>(4) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。</p> <p>(5) 65歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著し</p> | |

く困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

- (6) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。)に係る部分に限る。第20条の8第4項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第7項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|

| | | | |
|-------|----------|---------|-------|
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |
|-------|----------|---------|-------|

ID: 860

担当部署: 福祉健康課

| | | | |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 日常生活用具の給付等の措置の解除 | | |
| 法令名 根拠条項 | 老人福祉法 第10条の4第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和38年法律第133号 | | |
| 【基準】 法第10条の4第2項の規定による。 (居宅における介護等) 第10条の4 2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 861

担当部署: 福祉健康課

| | | | |
|---------------------|--|----------------|-------|
| 処分の概要 | 養護老人ホーム等への入所措置等の解除 | | |
| 法令名 根拠条項 | 老人福祉法 第11条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和38年法律第133号 | | |
| 【基準】 | <p>法第11条第1項の規定による。 (老人ホームへの入所等)</p> <p>第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(3) 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |